

議会改革検討特別委員会
報 告 書

令和 8 年 3 月 定例会

春日部市議会
議会改革検討特別委員会

議会改革検討特別委員会における審査の経過と結果について

議会改革検討特別委員長

鬼丸裕史

議会改革検討特別委員会は、令和6年6月定例会において、春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的に、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として前特別委員会（令和4年5月11日～令和6年3月18日）に継続して設置され、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が前議会改革検討特別委員会から継続して付託されました。

このたび、この議会改革検討特別委員会の設置期間内における調査項目の審査が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 議会改革検討特別委員会の設置経過について
2. 議会改革検討特別委員会の開催状況について
3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について
4. まとめ

1. 議会改革検討特別委員会の設置経過について

(1) 設置目的

春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的とし、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として、前特別委員会（令和4年5月11日～令和6年3月18日）に継続して設置しました。

(2) 設置期間

令和6年5月27日から概ね2年間

(3) 委員構成

委員は10人とし、自民・無所属の会3人（令和7年5月27日付で新政の会に会派名称変更）、次世代 かすかべ！ 2人、公明党2人、日本共産党1人、立憲民主党1人、日本維新の会1人としました。

(4) 議会改革検討特別委員会委員

委員長	鬼丸裕史	
副委員長	木村圭一	
委員	大野とし子	
同	永田飛鳳	(令和7年5月27日から)
同	山口剛一	
同	石川友和	(令和7年5月27日まで)
同	平沢一博	
同	奥沢裕介	
同	藤原智子	
同	大里昇	
同	吉田稔	

2. 議会改革検討特別委員会の開催状況について

開催日	会議名	審議事項
R6. 5. 27	第1回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の互選について
R6. 6. 11	第2回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の運営について ・本特別委員会の検討課題について ・デジタル化とペーパーレス化について ・文書質問制度について ・議会報告会について ・閉会中の特定事件について ・その他について
R6. 7. 19	第3回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の協議事項について ・デジタル化とペーパーレス化について ・文書質問制度について ・議会報告会について ・議会のハラスメント防止について
R6. 9. 17	第4回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・文書質問制度について ・議会報告会について ・議会のハラスメント防止について ・市議会ホームページにおける個人情報の記載について ・議会中継モニター及び登庁モニターの庁内設置について ・議会中継の機能について ・閉会中の特定事件について ・その他について

開催日	会議名	審議事項
R6. 11. 7	第5回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・文書質問制度について ・議会報告会について ・議会のハラスメント防止について ・市議会ホームページにおける個人情報の記載について ・議会中継モニター及び登庁モニターの庁内設置について ・議員研修会の開催について ・会期日程等について
R6. 11. 25	第6回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・会期日程等について ・その他について
R6. 12. 11	第7回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議員研修会の開催について ・議会のハラスメント防止について ・閉会中の特定事件について ・その他について
R7. 1. 31	第8回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議員定数について
R7. 2. 20	第9回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会のハラスメント防止について ・議員定数について ・中間報告書（案）について
R7. 3. 17	第10回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・中間報告書（案）について ・閉会中の特定事件について

開催日	会議名	審議事項
R7. 4. 16	第11回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議会のハラスメント防止について ・議員定数について ・議会基本条例に関するルール集について ・その他について
R7. 5. 14	第12回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議会のハラスメント防止について ・議会基本条例に関するルール集について ・その他について
R7. 6. 12	第13回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・中間報告書（案）について ・閉会中の特定事件について
R7. 7. 1	第14回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議員研修会の開催について ・議会基本条例に関するルール集について ・その他について
R7. 8. 7	第15回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議会基本条例に関するルール集について ・議会費の予算について
R7. 9. 19	第16回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会について ・議会基本条例に関するルール集について ・議員研修会の開催について ・閉会中の特定事件について

開催日	会議名	審議事項
R7. 10. 21	第17回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議会のハラスメント防止について ・議会基本条例に関するルール集について ・議員研修会の開催について
R7. 11. 18	第18回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会のハラスメント防止について ・議会基本条例に関するルール集について ・議員研修会の開催について ・その他について
R7. 12. 15	第19回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議会基本条例に関するルール集について ・一般質問と質疑のあり方について ・服装について ・閉会中の特定事件について
R8. 1. 30	第20回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会報告会について ・議会基本条例に関するルール集について ・服装について ・その他について
R8. 2. 16	第21回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例に関するルール集について ・服装について
R8. 3. 2	第22回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例に関するルール集について ・最終報告書（案）について
R8. 3. 16	第23回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書（案）について

3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について

この議会改革検討特別委員会には、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が、前議会改革検討特別委員会から継続して付託されました。

以下は、本特別委員会において協議を行った各調査結果と主な参考意見を集約したものです。

第1回特別委員会

令和6年5月27日に第1回特別委員会を開催しました。この特別委員会は、令和6年6月定例会において、前特別委員会に継続して設置されたものです。今後、議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証、議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討、議会改革に関する新たな課題について審議していきます。

〔委員長、副委員長の互選について〕

本会議で選任された委員の中から委員長及び副委員長の互選を行いました。

第2回特別委員会

令和6年6月11日に第2回特別委員会を開催しました。

〔本特別委員会の運営について〕

本特別委員会における調査項目の確認を行い、委員間の共通認識を得るため、前特別委員会で作成された報告書を配付しました。

〔本特別委員会の検討課題について〕

「前特別委員会における協議結果」及び「継続協議事項」について意見交換を行いました。その結果、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

令和6年6月定例会から使用しているタブレット及びペーパーレス会議システムについて、意見交換を行いました。その結果、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・ワードやエクセルのソフトを、タブレットに入れてもらいたい。
- ・紙資料の代わりのみの使い方ではもったいない。

- ・ iPadにダウンロードするソフトも、ある程度、許容範囲の中で幅を広げるべきではないか。

〔文書質問制度について〕

前特別委員会から引き続きの協議事項となっている「文書質問制度」について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔議会報告会について〕

3月21日に実施した春日部女子高校との「高校生と議会の意見交換会（議会報告会）」の内容等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

また、議会報告会開催結果の周知等について事務局より説明があり、SNSには写真、議会だより（6月定例会号）、市議会ホームページにはアンケート集計結果等を掲載することで了承されました。

また、令和6年度の意見交換会の開催について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、昨年度実施していない春日部東高校、庄和高校及び春日部高校に対して、先に意向を確認し、その返事次第で昨年度に実施した春日部共栄高校、春日部工業高校及び春日部女子高校に実施可能か確認することになりました。その結果も踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

〔その他について〕

本特別委員会における会議資料等について、原則として紙資料は使用せず、ペーパーレス会議システムを使用して行っていくことで了承されました。

また、議員のハラスメント防止について今後協議してもらいたいと議長から提案があり、次回以降、引き続き協議することになりました。

第3回特別委員会

令和6年7月19日に第3回特別委員会を開催しました。

〔本特別委員会の協議事項について〕

各会派に持ち帰りとなっていた本特別委員会の検討課題について、意見交換を行いました。その結果、継続協議事項となっている「デジタル化とペーパーレス化」や「文書質問制度の導入」「議会報告会」、「予算委員会」、「本会議での一括採決」、「一般質問と質疑のあり方」とともに、「市議会ホームページにおける議員個人の個人情報の

記載の選択制について」、「議会日程について」、「一般質問のあり方について」、「市役所2階の待合スペースで議会中継を流すことについて」、「議会中継のYouTube録画配信について」を本特別委員会の協議事項とすることになりました。

《主な意見》

- ・本会議質疑、常任委員会が一般質問より先にあるため、議案の審議時間が足りない。
- ・一般質問の内容について、過去に質問された内容や答弁、流れ等が同じようなものはありなのか。
- ・開かれた議会ということで、議場で行われていることを市役所の2階の待合スペースで流すことができるのではないかな。
- ・来庁議員が分かるように1階に登庁モニターがあってもよいのではないかな。
- ・議会中継について、倍速で見るようなシステムを導入できれば、議会中継を見てもらえるのではないかな。
- ・一般質問の時間を50分から60分にしたい。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

各会派に持ち帰りとなっていたタブレット及びペーパーレス会議システムについて、意見交換を行いました。その結果、「タブレットへのアプリのダウンロードについて」は、アプリをダウンロードすることによるセキュリティー上の影響を確認し、以降協議することになりました。

「タブレットにマイクロソフトオフィスを導入する件について」は、導入しないことので了承されました。

「ペーパーレス会議システムにおける印刷について」は、印刷を可能とすることので了承されました。

「ペーパーレス会議システムに掲載する資料について」は、次回の特別委員会のPDF資料を、一つにまとめた状態でペーパーレス会議システムに格納することので了承されました。

「ペーパーレス会議システムにおける資料の閲覧について」は、事務局案のとおり、委員会開催時は委員のみ、委員会開催後に全議員が閲覧できるようにすることので了承されました。

《主な意見》

(タブレットへのアプリのダウンロードについて)

- ・議員各位の判断で自由に運用している他市を参考に、本市議会でも議員に貸与されているタブレットで利用できるようにしてほしい。

(タブレットにマイクロソフトオフィスを導入する件について)

- ・マイクロソフトオフィスが使えるようになるとうい。
- ・ブラウザ版が使えるのであれば、マイクロソフトオフィスは必要ないのではないか。

(ペーパーレス会議システムにおける印刷について)

- ・場合によっては、1ページだけ印刷したいケースも出てくるため、印刷できる環境が必要ではないか。

(ペーパーレス会議システムに掲載する資料について)

- ・できる限り1つのファイルとして開けることが望ましい。

(ペーパーレス会議システムにおける資料の閲覧について)

- ・所属していない常任委員会や特別委員会などの資料を開示してほしい。
- ・他の委員会の連絡事項など、全員が共有できるとよい。
- ・ペーパーレス化は進めていきつつ、各自のパソコンを使っていくことも検討してもよいのではないか。

〔文書質問制度について〕

各会派に持ち帰りとなっていた文書質問制度について、意見交換を行いました。その結果、文書質問制度のルール等について、再度、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりました。

《主な意見》

- ・議会改革検討特別委員会の提案で試行期間として実施しているのであれば、文書質問の提出先を議会改革検討特別委員会で決めて、賛同が得られれば、委員長から議長に提出し、議長名で執行部に出す流れがよい。
- ・コロナの関係で文書質問制度を実施していたが、現状ではもう必要ないのではないか。
- ・議長名で提出するため、緊急性のあるものや重要なものについて、質問ができる形にしたほうがよい。

〔議会報告会について〕

事務局より市内の県立高校5校及び私立高校1校に実施可能かどうかについて確認した結果の説明があり、その後、意見交換等を行いました。その結果、市内の県立高校3校（春日部工業高校、春日部女子高校、庄和高校）及び私立高校1校（春日部共栄高校）に依頼することになりました。

また、議会報告会のグループについて意見交換を行い、各グループのメンバーを決めました。

〔議会のハラスメント防止について〕

他市の条例等の制定状況について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

《主な意見》

- ・全員が同じ議論をできる土俵をつくらないことには、議論は進んでいかないのではないか。
- ・ハラスメントの定義や共通認識をするために、議会としてどのようにしていくのが望ましいのかを十分に検討していく必要があるのではないか。

第4回特別委員会

令和6年9月17日に第4回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

アプリのダウンロードにおけるセキュリティーについて事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

また、ペーパーレス会議システムに掲載する資料について、意見交換を行いました。その結果、しおり機能をつけて一つの資料として掲載することで了承されました。

《主な意見》

(タブレットにおけるアプリのダウンロードについて)

- ・議長の承認、あるいは事務局の承認といった何らかの制限は必要ではないか。

(ペーパーレス会議システムに掲載する資料について)

- ・一つにまとめてある資料のほうが見やすい。

〔文書質問制度について〕

各会派に持ち帰りとなっていた文書質問制度のルール等について、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

《主な意見》

- ・文書質問制度は継続していくべきではないか。
- ・議長名で提出するのではなく、複数名の議員名で執行部に提出できるようにすべきではないか。

- ・ 2年間の試行期間中に制度利用がなく、緊急時に会派として同様の形で質問が可能なることから、文書質問制度を廃止してもよいのではないか。
- ・ 2年間の試行期間中、制度利用はなかったため、文書質問制度は必要ない。
- ・ 文書質問制度を廃止する代わりに、会派や会派以外で出す場合には3人以上いればよいなどのルールは決めておいたほうがよい。

〔議会報告会について〕

各学校に議会報告会の依頼をした結果について、グループごとに報告がありました。その結果、市内の県立高校3校（春日部工業高校、春日部女子高校、庄和高校）及び私立高校1校（春日部共栄高校）で開催することになりました。

〔議会のハラスメント防止について〕

他市の条例等の条文及び推薦図書について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

《主な意見》

- ・ 本市では、職員は要綱で定めているため、議会としてハラスメント防止の決まりを作る場合も要綱にしたほうがよい。
- ・ ハラスメント防止条例という理念条例は作っておくが、細かい運用に関しては、規程や規則、要綱で定めたほうがよい。

〔市議会ホームページにおける個人情報の記載について〕

他市の状況について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、個人情報の記載については選択できるようにすることで了承されました。

また、住所や電話番号、メールアドレスの選択できる範囲について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりました。

〔議会中継モニター及び登庁モニターの庁内設置について〕

議会中継モニターの庁内設置について及び登庁モニターの庁内設置について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

《主な意見》

（議会中継モニターの庁内設置について）

- ・ 開かれた議会を目指しているため、少しでも市民の皆様に見ていただきたい。
- ・ 議会中継モニターを設置する場合の費用を示してほしい。

(登庁モニターの庁内設置について)

- ・例えば防犯カメラのようなものを設置し、その映像を見ることができれば費用も多くはかからないのではないか。

〔議会中継の機能について〕

議会中継における倍速機能の追加について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、倍速機能を追加することで了承されました。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

〔その他について〕

議案質疑と一般質問の日程を入れ替えることについて検討したいと委員から提案があり、他市の状況を調査し、次回以降協議することになりました。

また、予算と決算の分割審議について検討したいと委員から提案があり、詳細を調査し、次回以降協議することになりました。

第5回特別委員会

令和6年11月7日に第5回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

アプリのダウンロードにおける他市の状況について、マイクロソフト365を導入した際の費用について及びP a g e s とN u m b e r s の他市の利用状況について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、アプリのダウンロードについては、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

また、マイクロソフト365を導入した際の費用について及びP a g e s とN u m b e r s の他市の利用状況については、マイクロソフトオフィスに代わるものとしてP a g e s とN u m b e r s を使用することで了承されました。

《主な意見》

(アプリのダウンロードについて)

- ・特別委員会の中で必要だと思うアプリは、ダウンロードしてもよいのではないか。
- ・線引きは必要だが、使い勝手がいいアプリをダウンロードできれば、利便性は上がるのではないか。

(P a g e s とN u m b e r s について)

- ・ブラウザ上で使う上での制限がないのであれば使いたい。
- ・いろいろ試してみることも大事だと思うので、どれだけ使い勝手がいいのか、どこま

での互換性があるのか試してみたい。

〔文書質問制度について〕

前回の特別委員会での文書質問制度に対する意見について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、文書質問制度については廃止することで了承されました。

また、「書面で回答を求める場合には3名以上の議員の賛同を得て行う。」等の文言を申し合わせ事項として明文化する必要があるため、各派代表者会議で協議してもらうことになりました。

《主な意見》

- ・文書質問制度を廃止し、各派代表者会議で申し合わせ事項での扱いとし、協議していく流れでよいのではないか。
- ・書面で回答を求める場合は3名以上の議員の賛同を得たという文言は残しておかないといけないのではないか。

〔議会報告会について〕

令和7年度の意見交換会の開催について、今年度に引き続き市内の高校生を対象に実施するかについて、意見交換を行いました。その結果、今年度と同様、高校生を対象に実施することで了承されました。

《主な意見》

- ・一、二年で結果を求めず、もう少し高校生を対象に続けてみたい。
- ・一定期間継続して、改めて検討することも必要。
- ・市民の声を聞くことも大事なことなので、来年度は市民を対象にしてもよい。

〔議会のハラスメント防止について〕

本市の職員に対する要綱について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、年に1回人事課で行っている職員に対するアンケートに、議員からハラスメントがあるか等の設問を入れてもらうことで了承されました。

また、議会のハラスメント防止に関する要綱等については、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

《主な意見》

- ・ハラスメント条例等を制定する前に、議会として実態を把握するため、市で実施している職員に対するアンケートに、議員からのハラスメントがあるか等の設問を入れてもらいたい。

〔市議会ホームページにおける個人情報の記載について〕

各会派に持ち帰りとなっていた市議会ホームページにおける個人情報の記載について、意見交換を行いました。その結果、住所は全公開または大字までを必ず記載する。事務所を記載する場合は（事務所）の記載をする。電話番号は非公開を選択可とする。メールアドレスは公開することです了承されました。

《主な意見》

- ・住所と電話番号を非公開とすると、議員へ連絡ができないため、メールアドレスだけは公開したほうがよい。
- ・電話番号を非公開とした場合はメールアドレスの公開を義務づけ、メールアドレスを公開した場合は電話番号の非公開を選択できるようにすることで、何かしらの連絡は取れるようにしたほうがよい。
- ・本来は全て公開し、市民の声を聞くことが基本ではないか。
- ・住所と電話番号が公開できていれば、メールアドレスの公開は必須としなくてもよい。

〔議会中継モニター及び登庁モニターの庁内設置について〕

議会中継モニターの庁内設置について及び設置費用等について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

また、登庁モニターの庁内設置について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、登庁モニターは設置しないことです了承されました。

《主な意見》

（議会中継モニターの庁内設置について）

- ・市民の方に我々がどういうことをしているのかを少しでも知っていただくため、経費をかけてでも設置する必要がある。
- ・今日は本会議を開催していますといった案内看板を設置し、アピールしたほうがよいのではないか。

（登庁モニターの庁内設置について）

- ・執行部が困っていないのであれば、無理に設置する必要はない。

〔議員研修会の開催について〕

議員研修会の開催日程や研修テーマについて事務局より説明があり、事務局案です了承されました。

〔会期日程等について〕

他市の会期日程について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

《主な意見》

- ・ 3月議会と9月議会は、すべての内容を理解するための日数が足りないため、休会日（議案調査日）をしっかりと確保してほしい。
- ・ 3月議会と9月議会に関しては、質疑をする十分な時間を設けるため、会期日程を1週間程延ばす考え方もある。
- ・ 議案質疑に向けて、考えるための時間をしっかりと確保してほしい。

第6回特別委員会

令和6年11月25日に第6回特別委員会を開催しました。

〔会期日程等について〕

他市の会期日程等及び令和7年3月定例会の会期日程（案）について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、令和7年3月定例会の会期日程は、上程説明から議案質疑日までの休会日（議案調査日）を4日とした年度当初の日程で了承されました。

《主な意見》

- ・ 今までの代表質問は同じような質問の趣旨に偏っている部分もあるため、代表質問なしで上程説明から議案質疑日までの休会日（議案調査日）を5日間とするパターンでもよい。
- ・ 議案質疑日までの時間を確保してほしいため、開会日のみ1日前倒しし、上程説明から議案質疑日までの休会日（議案調査日）を5日間とするパターンか、議会運営委員会と開会日を1日前倒しし、上程説明から議案質疑日までの休会日（議案調査日）を5日間とするパターンがよい。
- ・ 議会運営委員会と開会日を1日前倒しするか、閉会日を1日伸ばすかのパターンを執行部が対応できないのであれば、会期日程の中身を入れ替える必要がある。
- ・ 閉会日を1日伸ばすことは、本会議の討論・採決が遅くなってしまうため、よくないのではないか。

〔その他について〕

議員研修会の日程について、講師と日程調整中のため、決まり次第報告する旨、委員長より報告がありました。

第7回特別委員会

令和6年12月11日に第7回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

他市のパソコン等に対する補助について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、アプリのダウンロードは今までどおり議長の承認を得て、事務局が全議員に同じアプリを配信するということが了承されました。

また、令和8年5月以降のタブレット及びペーパーレス会議システムについて、今後、詳しいスケジュール等を提示し、協議していくことになりました。

《主な意見》

- ・現状は議会費で賄っているため、最低でも議長の承認を得て全議員が使うのが、ルールとしてはよい。
- ・次のシステムによっては、ブラウザ版で使えるのであれば、高品質のタブレットではなく自分のパソコンでもよいので、使い方については、早めに話したほうがよい。

〔議会報告会について〕

春日部工業高校、春日部女子高校及び庄和高校との日程等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

〔議員研修会の開催について〕

議員研修会の開催日時等について、事務局より報告がありました。

〔議会のハラスメント防止について〕

議会のハラスメントに関するアンケートについて事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

《主な意見》

- ・アンケートは来年10月に実施されるため、長い目で見ても、審議を継続していければよい。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

〔その他について〕

委員長から次回以降、議員定数についても検討事項として協議していきたいとの提案がありました。また、ペーパーレス会議システムの使用方法について、各会派に持ち帰り検討した上で、協議していきたいとの提案がありました。

第8回特別委員会

令和7年1月31日に第8回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

他市のパソコン等に対する補助について、再度、事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。意見等はなく了承されました。

また、各会派に持ち帰りとなっていたペーパーレス会議システムの使用方法について、意見交換を行いました。その結果、「フォルダの作成について」は、見やすくなるように事務局で作成することで了承されました。

「PDFと資料のページのについて」は、3月定例会よりページのずれが解消する見込みとなっている旨、事務局より報告がありました。

「A4縦の2ページ見開き資料をA3横の1ページに集約する件について」は、業者に確認したところ、現状では対応は難しいとの回答があった旨、事務局より報告がありました。

「白紙ページの差し込みの廃止について」は、今後、執行部と協議する旨、事務局より報告がありました。

「更新された資料の掲載順について」は、業者に確認したところ、現状では対応は難しいとの回答があった旨、事務局より報告がありました。

「しおりの機能を増やしてほしい件について」は、業者に確認したところ、現状では対応は難しいが、今回の意見を踏まえ社内で検討していくとの回答があった旨、事務局より報告がありました。

「資料の検索方法及び掲載方法について」は、今までどおり、しおり機能をつけて一つの資料として掲載することで了承されました。

《主な意見》

(フォルダの作成について)

- ・議案書と予算書を分けたほうがよい。
- ・会計ごとにフォルダを分けて分かりやすくしたほうがよいのではないかと。

(A4縦の2ページ見開き資料をA3横の1ページに集約する件について)

- ・利便性を考えると、A4縦の2ページ見開き資料をA3横の1ページで見ることができればやりやすい。

(資料の検索方法及び掲載方法について)

- ・資料がどこに格納されているかを検索できるようにしてほしい。
- ・掲載方法について、現状のままでよいのではないかと。

〔議会報告会について〕

令和6年12月20日に実施した春日部女子高校及び令和7年1月16日に実施した春日部工業高校との「高校生と議会の意見交換会（議会報告会）」の内容等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

また、議会報告会開催結果の周知等について事務局より説明があり、SNSには写真、議会だより（6月定例会号）、市議会ホームページにはアンケート集計結果等を掲載することで了承されました。

《主な意見》

- ・意見交換会での内容を発表した後、高校生同士で話し合いなどをできる時間があるとよいのではないか。

〔議員定数について〕

議員定数における過去の検討状況について事務局から説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、今後の検討材料として近隣同規模市議会などの議員定数を比較できる資料を用意し、検討を進めていくことで、了承されました。

《主な意見》

- ・本市の人口規模で議員定数30人は妥当であり、減らすことは適当ではない。
- ・定数を減らすのであれば、議員報酬も含めて協議したい。
- ・近隣同規模市議会などの議員定数を比較できる資料に、議員報酬も併記してほしい。

第9回特別委員会

令和7年2月20日に第9回特別委員会を開催しました。

〔議会のハラスメント防止について〕

春日部市職員のハラスメントの防止等に関する要綱及び春日部市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱（素案）について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔議員定数について〕

近隣同規模市議会などの議員定数を比較できる「議員定数に関する調べ」について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔中間報告書（案）について〕

これまでの議論を集約した「議会改革検討特別委員会中間報告書（案）」について事

務局より説明があり、各自持ち帰りの上、確認し、次回の委員会において修正の必要な箇所等を報告してもらうことになりました。

第10回特別委員会

令和7年3月17日に第10回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

ペーパーレス会議システムの使用方法について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔中間報告書（案）について〕

「議会改革検討特別委員会中間報告書（案）」について、意見等を求めたところ、意見等はなく了承され、議長に報告することとなりました。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第11回特別委員会

令和7年4月16日に第11回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

各会派に持ち帰りとなっていたペーパーレス会議システムの使用方法について、意見交換を行いました。その結果、「各派代表者会議のフォルダ内にある議員提出議案資料を別途分けることについて」は、事務局より対応可能との説明があり、フォルダを分けることで了承されました。

「数字などが多い資料を引き続き紙資料と並行して用意する件について」は、今後ペーパーレス化を進めていく上で、どの資料をペーパーレス化するか、または紙資料とするか等について協議していくことになりました。

「掲示物や長期的に使用するデータなどを紙で用意する件について」は、今までどおり、紙で配付することで了承されました。

「各会派に1冊にて配架される資料をデータでも配付する件について」は、ペーパーレス会議システムに計画書等の掲載先のURLを記載した目録を掲載し、そこから市の公式ホームページへアクセスする方法で了承されました。

「マーカー色の種類を増やすこと及びマーカーの濃さの変更について」は、業者に確認したところ、現状では対応は難しいとの回答があった旨、事務局より報告がありました。

また、令和7年度ペーパーレス化年間スケジュールについて事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、各派代表者会議、常任委員会、特別委員会、広報広聴委員会、図書室運営委員会、議員団幹事会、東武春日部駅利便性向上促進議員連盟、土地開発公社評議員会、勉強会の資料については、令和7年6月定例会から完全ペーパーレス化することです承されました。

本会議及び議会運営委員会等の資料については、令和7年6月定例会ではデータ及び紙の資料を併用し、9月定例会以降、一部紙の資料を使用するのか、全てデータ化するのか、協議していくことになりました。

また、タブレット及びペーパーレス会議システムの今後の運用について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

(数字などの資料を引き続き紙資料も並行して用意する件について)

- ・全てペーパーレス化でもよいのではないか。

(タブレット及びペーパーレス会議システムの今後の運用について)

- ・例えば視察先で使う際、事前にW i - F i 環境で資料等をダウンロードしておけば、セルラーモデルではなくてもよいのではないか。
- ・セルラーモデルとか持ち運びをすることを前提にしているのであれば、アプリの開放基準を下げることも考える価値がある。

〔議会報告会について〕

令和7年3月25日に実施した庄和高校及び令和7年3月26日に実施した春日部共栄高校との「高校生と議会の意見交換会（議会報告会）」の内容等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

また、議会報告会開催結果の周知等について事務局より説明があり、SNSには写真を掲載し、議会だより（6月定例会号）及び市議会ホームページには、写真、アンケート集計結果等を掲載することです承されました。

また、令和7年度意見交換会の開催について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、市内の全6校に依頼することです承されました。

《主な意見》

- ・今までどおり、市内の全6校に依頼するのがよいと思う。

〔議会のハラスメント防止について〕

各会派に持ち帰りとなっていた春日部市議会議員のハラスメントの防止等に関する要

綱（素案）について、意見交換を行いました。その結果、実態把握するためのアンケートの実施について、再度、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うことになりました。

《主な意見》

- ・ハラスメントの実態を把握するよりも、まずは要綱をつくって、注意喚起しようということではいいのではないか。
- ・ハラスメントの実態を把握し、何が課題なのかというのを抽出して、その課題に対してどう対応するのかが必要ではないか。
- ・ハラスメントの実態調査とハラスメントの防止に関しての要綱の作成を、同時進行で進めていく必要があるのではないか。
- ・アンケートをとるにしても10月だと遅いので、早めに要綱を作ったほうがよいのではないか。

〔議員定数について〕

各会派に持ち帰りとなっていた議員定数について、意見交換を行いました。その結果、「現行定数である30人」とすることで了承されました。

《主な意見》

- ・人口も4年前と比べてそこまで減っておらず、前回の改選時に定数を減らしていることもあり、今回の改選時においては現状のままでいいのではないか。
- ・定数を減らすことで、世帯数が少ない地域の意見が反映されづらくなることを避けるためにも、現状維持でよいのではないか。
- ・定数が減ることによって、議員一人当たりの市民数が増えることは、市民の声が届きにくくなる。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

議会基本条例に関するルール集に関する今後の検討事項及び協議スケジュールについて事務局より説明があり、ルール集の「自由討議の運用について」「専門的知見の活用について」「研修・視察結果の公表について」「諮問機関の設置について」「政策討論会の運用について」の5項目について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔その他について〕

議会費の予算編成について検討したいと委員から提案があり、次回以降、協議することになりました。

第12回特別委員会

令和7年5月14日に第12回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

9月定例会以降の本会議、議会運営委員会及び全員協議会における資料について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

また、タブレットの今後の運用について事務局より説明があり、後日、タブレット貸借料の見積金額を比較した資料を提示した上で、各会派に持ち帰り検討し、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔議会報告会について〕

事務局より市内の全6校に実施可能かどうかについて確認した結果の説明があり、その後、意見交換等を行いました。その結果、実施可能との返答を受けていた庄和高校及び春日部共栄高校に依頼することになりました。

また、検討中の高校が3校（春日部工業高校、春日部東高校、春日部高校）あることから、最大5校で議会報告会のグループについて意見交換を行い、各グループのメンバーを決めました。

〔議会のハラスメント防止について〕

執行部が昨年度実施した職員を対象とした職場環境に関するアンケートについて事務局より説明があり、意見交換を行いました。

また、各会派に持ち帰りとなっていた市議会議員のハラスメントの防止等に関するアンケート実施について、意見交換を行いました。その結果、アンケートを実施する前に議会としての共通認識を持つため、議員研修会を9月定例会までに開催することになりました。

《主な意見》

- ・10月に実施する職員向けのアンケートに質問を入れ、アンケートの結果を踏まえ、実態を把握した上で、ハラスメント防止についての検討を進めるべきではないか。
- ・各議員の温度差が埋まるようにハラスメントについてはもっと深く勉強し、議会としてのハラスメントとはどういうものなのかなどを、議員自身が深く理解していく必要があるため、現時点で、議会から執行部に対してアンケートの必要性はないと思う。
- ・職員向けに実施する10月よりも早めに実施したほうがよいと思う。
- ・ハラスメントに対する共通認識を持つために、専門的知見の活用をするべきではな

いか。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていた、「自由討議の運用について」、「専門的知見の活用について」、「研修・視察結果の公表について」、「諮問機関の設置について」、「政策討論会の運用について」の5項目について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、「自由討議の運用について」は、修正なしとすることで了承されました。

「専門的知見の活用について」、「諮問機関の設置について」の2項目については、他市の状況を確認し、次回以降、協議することになりました。

「研修・視察結果の公表について」、「政策討論会の運用について」は、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

(自由討議の運用について)

- ・出席議員の3分の2以上の多数で可決した場合に自由討議ができるというのは、ハードルが高いため、2分の1でよいのではないか。

(専門的知見の活用について)

- ・緊急時に専門家を招聘することができるためにも、予備費の拡充をしておいたほうがよいのではないか。
- ・各委員会の権限などを検討することで、条例やルール集に縛られることなく対応可能ではないか。

(研修・視察結果の公表について)

- ・会派に属していない議員も行政視察報告書を提出すべきではないか。

(諮問機関の設置について)

- ・予算措置の文言が入っていないため、入れたほうがよいのではないか。

〔その他について〕

春日部市議会議員の定数に関する特別委員会における審査経過の報告として、中間報告書(案)を6月定例会に提出することが了承されました。また、次回、中間報告書(案)について協議することになりました。

また、議会費の予算編成について、事務局より説明があり、意見交換を行いました。その結果、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

第13回特別委員会

令和7年6月12日に第13回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

各会派に持ち帰りとなっていたタブレットの今後の運用について、意見交換を行いました。その結果、令和8年5月以降に使用するタブレットについては、現在使用しているiPad Proを4年間、再リースすることです承されました。

《主な意見》

- ・リース期間を更に延長して契約したほうが安価になるのではないか。
- ・ペーパーレス会議システムの使い方やタブレットの内容など、もう少し多方面に活用できるようになるとよい。
- ・4年分のリース料が安価であり機能も十分であるため、iPad Proがよい。

〔議会報告会について〕

各会派に持ち帰りとなっていた議会報告会のグループについて意見交換を行い、各グループのメンバーを決めました。

また、事務局より実施を検討している高校3校（春日部工業高校、春日部東高校、春日部高校）に実施可能かどうかについて確認した結果の説明があり、その後、意見交換等を行いました。その結果、実施可能との回答があった春日部東高校及び春日部高校の2校に依頼することとなりました。なお、春日部工業高校については、回答を待つこととなりました。

〔中間報告書（案）について〕

「議会改革検討特別委員会中間報告書（案）」について、意見等を求めたところ、意見等はなく了承されました。また、令和7年6月春日部市議会定例会において、中間報告を行う旨、議長へ申し出ることとなりました。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第14回特別委員会

令和7年7月1日に第14回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

各会派に持ち帰りとなっていた9月定例会以降の本会議、議会運営委員会、全員協議会における資料のペーパーレス化について、意見交換を行いました。その結果、全員協議会の資料についてはペーパーレス化とし、本会議、議会運営委員会の資料については、

今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することになりました。

《主な意見》

- ・一般会計、特別会計、企業会計、それぞれ当初、補正、決算書は紙資料として残したい。
- ・各個人が必要なものを印刷すれば済むため、全ての資料をペーパーレスにしたい。
- ・予算書、決算書、事業別概要書、主要な施策の成果に関する説明書は紙で残したい。

〔議会報告会について〕

事務局より実施を検討している春日部工業高校に実施可能かどうかについて確認した結果の説明があり、その後、意見交換等を行いました。その結果、春日部工業高校に依頼することになりました

また、庄和高校との日程等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

〔議員研修会の開催について〕

第12回特別委員会において、議員研修会の講師をハラスメントの専門家とすることになったことから、令和6年度にハラスメント防止をテーマに依頼した講師と日程調整しましたが、9月定例会前までの開催は難しい旨、事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、ハラスメントの研修を9月定例会後に行うことになりました。

《主な意見》

- ・ハラスメントについて、議員がしっかり学ぶことが大事なことなので、ハラスメントの研修をやってほしい。
- ・春日部市議会のハラスメントについて、現状を把握している講師に依頼したほうがよい。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていた「研修・視察結果の公表について」「諮問機関の設置について」「政策討論会の運用について」の3項目について、意見交換を行いました。その結果、「研修・視察結果の公表について」「諮問機関の設置について」の2項目については、現状に合わせた事務局修正案のとおり修正することで了承されました。また、「政策討論会の運用について」は、修正なしとすることで了承されました。

また、「出張委員会について」「会議等の公開について」「議会報告会について」「広報広聴委員会の設置について」の4項目について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔その他について〕

各会派に持ち帰りとなっていた「議会費の当初予算上程について」、意見交換を行いました。その結果、再度、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・各委員会において次年度予算に対する説明会を、当初予算要求前に1回、予算要求に変更が生じた場合は、再度行ってほしい。
- ・現状のままでいいと思う。

第15回特別委員会

令和7年8月7日に第15回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

9月定例会以降の本会議、議会運営委員会における資料のペーパーレス化について、完全ペーパーレス化とするか、一部資料を紙で用意するかについて事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、「一般会計・特別会計予算書及び予算に関する説明書」「一般会計・特別会計予算事業別概要書」「一般会計・特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書」「一般会計・特別会計補正予算事業別概要書」「一般会計・特別会計決算書」「主要な施策の成果に関する説明書」については紙資料とし、それ以外は、ペーパーレスとすることになりました。

〔議会報告会について〕

春日部東高校に議会報告会の依頼をした結果について、担当のグループリーダーより報告がありました。

また、春日部工業高校との日程等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていた「出張委員会について」「会議等の公開について」「議会報告会について」「広報広聴委員会の設置について」の4項目について、意見交換を行いました。その結果、「出張委員会について」「会議等の公開について」の2項目については、現状に合わせた事務局修正案のとおり修正することで了承されました。また、「議会報告会について」は、今回の意見交換を踏まえ、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。また、「広報広聴委員会の設置について」は、修正なしとすることで了承されました。

また、「一問一答方式の運用方針について」「反問権の運用について」「議決事件の追加について」「議会改革検討特別委員会の設置について」の4項目について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

(議会報告会について)

- ・今までどおり、市民を対象とした報告会や、意見交換会を実施するやり方でも構わない。対象者に合わせて意見交換会のみ実施することなど、その都度選択できるようにしたほうがよい。
- ・対象者が市民や高校生であったとしても、相互に意見交換ができるような形の方が建設的な方向にもっていけるため、意見交換会に統一すべきだと思う。

〔議会費の予算について〕

各会派に持ち帰りとなっていた「議会費の当初予算上程について」、意見交換を行いました。その結果、今後は各派代表者会議で説明する際には各事業ごとに詳細を説明し、当初予算について変更があった際には、各委員長に説明することです承されました。

《主な意見》

- ・各委員長に次年度予算の内容を説明したほうがよいのではないか。
- ・今までどおりの運用を継続していくことでよい。

第16回特別委員会

令和7年9月19日に第16回特別委員会を開催しました。

〔議会報告会について〕

各学校に議会報告会の依頼をした結果について、それぞれのグループリーダーより報告がありました。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていた「議会報告会について」「一問一答方式の運用方針について」「反問権の運用について」「議決事件の追加について」「議会改革検討特別委員会の設置について」の5項目について、意見交換を行いました。その結果、「議会報告会について」は、今回の意見交換を踏まえ、再度、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。また、「一問一答方式の運用方針について」は、現状に合わせた事務局修正案のとおり修正することです承されました。また、「反問権の運用について」「議決事件の追加について」「議会改革検討特別委員会の設

置について」の3項目については、修正なしとすることで了承されました。

《主な意見》

(議会報告会について)

- ・議会報告会と意見交換会を併用して、どちらもできるようにしておいたほうがよい。
- ・対象者を高校生にこだわる必要はない。
- ・改選後に決められるようにしておいたほうがよい。

〔議員研修会の開催について〕

事務局より議員研修会について、講師と日程調整しましたが、当面の間、講師をお願いすることが難しい旨説明があり、テーマを引き続き議会におけるハラスメントとするのか、別のテーマに変更するのかについて、意見交換を行いました。その結果、別のテーマに変更することで了承され、新たなテーマ及び開催時期については、委員長一任となりました。

また、ハラスメント研修等について、他市のハラスメントに関する宣言の状況が分かる資料を用意し、検討を進めていくことで了承されました。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第17回特別委員会

令和7年10月21日に第17回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

9月定例会から実施したペーパーレス化を踏まえ、ペーパーレス化の運用について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔議会報告会について〕

令和7年10月16日に実施した春日部工業高校との「高校生と議会の意見交換会(議会報告会)」の内容等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

また、議会報告会開催結果の周知等について事務局より説明があり、SNSには写真を掲載し、議会だより(12月定例会号)及び市議会ホームページには、写真、アンケート集計結果等を掲載することで了承されました。

〔議会のハラスメント防止について〕

他市のハラスメントに関する宣言の状況について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、春日部市議会のハラスメントに対する姿勢を表明するに当たり、宣言とするか、もしくは決議とするかについて、各会派に持ち帰り検討した

上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・決議ではなく宣言文とするほうがよいのではないか。
- ・決議をすることにより、議員も心にとどめられるのではないか。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていた「議会報告会について」、意見交換を行いました。その結果、「議会報告会について」は、議会報告会及び意見交換会を併用して実施していくことで了承されましたが、報告会形式による議会報告会経験者の意見について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・市民との意見交換を通じ、議会に対して親しみを持っていただき、議会活動に理解を深めていただくため、意見交換会のみとしたい。
- ・任期が残り少ないため、改選後に協議してもったほうがよいのではないか。
- ・議会報告会と意見交換会の両方を実施できる表記にすればよいのではないか。

〔議員研修会の開催について〕

議員研修会のテーマ及び日程について、委員長より報告があり了承されました。

第18回特別委員会

令和7年11月18日に第18回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

各会派に持ち帰りとなっていたペーパーレス化の運用について、意見交換を行いました。その結果、「資料を格納した際の通知について」は、今までどおり、閉会中はラインワークスで通知し、開会中はSDNe oの更新ボタンを押して随時更新することで了承されました。

また、議員と執行部における「SDNe oの画面共有について」は、執行部もSDNe oを導入する必要があるため、現状維持で了承されました。

《主な意見》

- ・SDNe oに資料を格納した際に、通知をしてほしい。
- ・議員が開いているSDNe oのページを、執行部が説明しているページに自動的に切り替わるようにしてほしい。

〔議会のハラスメント防止について〕

各会派に持ち帰りとなっていた春日部市議会のハラスメントに対する姿勢を表明する

に当たり、宣言とするか、もしくは決議とするかについて、意見交換を行いました。その結果、「春日部市議会ハラスメント防止宣言」を、春日部市議会ホームページに公表することです承されました。

《主な意見》

- ・ハラスメントの防止に関して、本市議会としても取り組んでいることを早急に明言する必要がある。
- ・決議として採択する場合、決めるべきことが多々あるため、まずは宣言でよいのではないか。
- ・「議員」よりも「市議会」として取り組んでいきますという宣言のほうが、実情に合わせた表現ではないか。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていた「議会報告会について」、意見交換を行いました。その結果、「議会報告会について」及び新たに掲載する「意見交換会について」は修正し、今後については、議会報告会及び意見交換会を併用して実施することです承されました。

また、春日部市議会基本条例の一部改正について、意見交換を行いました。その結果、条例改正することです承されました。

《主な意見》

- ・議会報告会と意見交換会を併記することから、同等の扱いになり、両方実施するという意思の表れであるため、条例改正が必要だと思う。

〔議員研修会の開催について〕

議員研修会のテーマ及び日程の詳細等について事務局より報告があり、了承されました。

〔その他について〕

市議会における議員の服装について検討したいと委員長から提案があり、埼玉県議会、他市議会の状況及び職員の服務規程を調査し、次回以降、協議することとなりました。

第19回特別委員会

令和7年12月15日に第19回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

12月定例会での使用を踏まえ、ペーパーレス化の運用について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔議会報告会について〕

春日部共栄高校、春日部高校及び春日部東高校並びに庄和高校との日程等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

春日部市議会基本条例改正（案）について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、施行日については令和8年4月1日です承されました。

また、条文については、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

《主な意見》

- ・ 条文が分かりづらいので、市民が条例をそのまま読んで、そのまま受け取れるような条文にしたほうがよいのではないか。

〔一般質問と質疑のあり方について〕

一般質問と質疑のあり方について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。

《主な意見》

- ・ 改選ごとに、春日部市議会基本条例や会議規則等の勉強会を、議員が設置する必要があるのではないか。
- ・ 改選後、新人議員だけでなく全議員を対象に、勉強会を実施したほうがよいのではないか。

〔服装について〕

他市議会における議員の服装について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第20回特別委員会

令和8年1月30日に第20回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

各会派に持ち帰りとなっていたペーパーレス化の運用について、意見交換を行いました。その結果、「メモ機能について」は、業者に確認したところ、1ページ当たりメモできる画数を増やすことは難しいとの回答があった旨、事務局より報告がありました。

また、「トップページの表示を横並びにする方法について」は、事務局より対応可能

との説明があり、最大2列で横に並べて表示することで了承されました。

また、「公営企業会計の予算書、決算書等を紙資料で用意する件について」は、今までどおり、データのみで配付することで了承されました。

《主な意見》

- ・メモをたくさん書くと「これ以上のメモはできません。」と表示されるので、改善できないか。
- ・最初のメインページを、横に並べて表示できないか。
- ・予算書、決算書関係は紙で用意し、その他はできるだけペーパーレスにする形でもよいのではないか。
- ・デジタル化へ移行し、データにも慣れていかないといけないため、紙資料に戻すのはどうかと思う。

〔議会報告会について〕

令和7年12月19日に実施した春日部東高校、令和7年12月23日に実施した春日部共栄高校、令和7年12月24日に実施した庄和高校及び令和7年12月25日に実施した春日部高校との「高校生と議会の意見交換会（議会報告会）」の内容等について、担当のグループリーダーより報告がありました。

また、議会報告会開催結果の周知等について事務局より説明があり、SNSには写真を掲載し、議会だより（3月定例会号）及び市議会ホームページには、写真、アンケート集計結果等を掲載することで了承されました。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

春日部市議会基本条例改正（案）について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

《主な意見》

- ・「開催するよう努めなければならない」という表現は、「開催しなくてもよい」というような話になりかねないため、ふさわしくないのではないか。
- ・条例文には条例らしい文言で、「どちらかは年1回以上開催するものとする」としたほうがよいと思う。

〔服装について〕

各会派に持ち帰りとなっていた他市議会における議員の服装について、意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

《主な意見》

- ・市民に変な格好だと思われたいような、良識ある服装がよいのではないか。
- ・市民に不快感を与えない節度ある服装がよい。

〔その他について〕

令和8年第1回（1月）臨時会から執行部の登壇方法を、2回目以降は自席答弁に変更したことについて、検証を行いました。その結果、運用に問題がないようなので、令和8年3月定例会も引き続き実施することとなりました。

《主な意見》

- ・移動時間の短縮になり、議案質疑、一般質問においても、中身に時間が割けるようになり、よいと思う。

第21回特別委員会

令和8年2月16日に第21回特別委員会を開催しました。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

春日部市議会基本条例改正（案）について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、議会基本条例は改正案のとおり修正することで了承されました。

また、議会基本条例に関するルール集について事務局より説明があり、その後、意見交換を行いました。その結果、ルール集を市議会ホームページに公開することについて、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・開かれた議会であるためには、ルール集を市議会ホームページに公開すべきではないか。

〔服装について〕

各会派に持ち帰りとなっていた市議会における市議会議員の服装について、意見交換を行いました。その結果、事務局案で了承され、令和8年4月1日から市議会ホームページに公開することになりました。

《主な意見》

- ・基本的にはベースは決めておいて、詳細については改選後の委員会に委ねたほうがよい。

第 2 2 回特別委員会

令和 8 年 3 月 2 日に第 2 2 回特別委員会を開催しました。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていたルール集を市議会ホームページに公開することについて、意見交換を行いました。その結果、公開することで了承され、春日部市議会基本条例の施行予定日の令和 8 年 4 月 1 日から公開することになりました。

〔最終報告書（案）について〕

これまでの議論を集約した「議会改革検討特別委員会報告書（案）」について、事務局より説明があり、各自持ち帰りの上、確認し、次回の委員会において修正の必要な箇所等を報告してもらったことになりました。

第 2 3 回特別委員会

令和 8 年 3 月 1 6 日に第 2 3 回特別委員会を開催しました。

〔最終報告書（案）について〕

「議会改革検討特別委員会報告書（案）」について、意見等を求めたところ、意見等はなく了承され、議長に報告することとなりました。

4. まとめ

① 設置

議会改革検討特別委員会は、地方分権の進展と市民からの多様な要請等に対応するために、春日部市議会基本条例第15条の規定により、自らの改革に不断に取り組むための組織として、令和4年5月から令和6年3月まで設置された議会改革検討特別委員会に継続して、令和6年5月27日に設置されました。

本特別委員会は各会派から選出された10人で構成し、全23回の会議を開催の上、本市議会の議会改革について積極的な調査と協議を進めました。

② 調査・協議事項

ア. デジタル化とペーパーレス化について

前特別委員会から引き続きの協議事項となっている、デジタル化とペーパーレス化について、協議を行いました。

協議の結果、令和8年5月以降に使用するタブレットについては、現在使用しているiPad Proを4年間、再リースすることで了承されました。

本会議、議会運営委員会における資料については、「一般会計・特別会計予算書及び予算に関する説明書」「一般会計・特別会計予算事業別概要書」「一般会計・特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書」「一般会計・特別会計補正予算事業別概要書」「一般会計・特別会計決算書」「主要な施策の成果に関する説明書」については紙資料とし、それ以外はペーパーレスとすることとなりました。

また、全員協議会における資料については、ペーパーレスとすることで了承されました。

イ. 文書質問制度について

前特別委員会から引き続きの協議事項となっている、文書質問制度の導入について、協議を行いました。

協議の結果、文書質問制度については廃止することで了承されました。

ウ. 議会報告会について

前特別委員会から引き続きの協議事項となっている、議会報告会の開催について、協議を行いました。

協議の結果、令和6年度は市内の県立高校3校及び私立高校1校を対象に実施、令和7年度は市内の県立高校4校及び私立高校1校を対象に実施しました。

令和8年度以降は、議会報告会及び意見交換会は、いずれかを年1回以上開催することとなりました。

エ. 議会のハラスメント防止について

議会のハラスメント防止について、協議を行いました。

協議の結果、「春日部市議会ハラスメント防止宣言」を、春日部市議会ホームページに公表することです承されました。

オ. 市議会ホームページにおける個人情報の記載について

市議会ホームページにおける個人情報の記載について、協議を行いました。

協議の結果、個人情報の記載については選択できるようにし、住所は全公開または大字までを必ず記載、事務所を記載する場合は（事務所）の記載、電話番号は非公開を選択可、メールアドレスは公開することです承されました。

カ. 議会中継モニター及び登庁モニターの庁内設置について

議会中継モニター及び登庁モニターの庁内設置について、協議を行いました。

協議の結果、登庁モニターの庁内設置については、設置しないことです承されました。

また、議会中継モニターについては、今後設置される特別委員会において、引き続き協議することとなりました。

キ. 議会中継の機能について

議会中継における倍速機能の追加について、協議を行いました。

協議の結果、倍速機能を追加することです承されました。

ク. 議員研修会の開催について

令和6年度は、議員及び執行部職員を対象に、一般社団法人地方公共団体政策支援機構上席研究員である長内紳悟氏を招き、「議会におけるハラスメントについて」をテーマに開催しました。

令和7年度は、議員及び執行部職員を対象に、地域政策塾21の代表である寺島渉氏を招き、「議会力・議員力を発揮へ、地方議会改革を実践する」をテーマに開催しました。

ケ. 議員定数について

議員定数について、第8回特別委員会から3回協議を行いました。

協議の結果、令和8年5月の改選に当たっては、現行定数である30人とすることを本委員会の結論としました。

なお、「議員定数に関する最終報告」は、令和7年6月定例会の中間報告において実施しているため、中間報告書をご参照ください。

コ. 議会基本条例に関するルール集について

議会基本条例に関するルール集について、協議を行いました。

協議の結果、「議会報告会」に新たに意見交換会の項目を追加するなど、ルール集の一部を見直すことで了承されました。

また、ルール集の見直しに伴い、条例を一部改正することとなりました。

サ. 議会費の予算について

議会費当初予算の議員に対する説明方法等について、協議を行いました。

協議の結果、今後は各派代表者会議で説明する際には各事業ごとに詳細を説明し、当初予算について変更があった際には、各委員長に説明することで了承されました。

シ. 服装について

市議会における議員の服装について、協議を行いました。

協議の結果、市民へ不快感を与えない品位ある服装で執務することなどの内容を、市議会ホームページに公開することとなりました。

③終わりに

当委員会では、調査項目として議会運営に関する改革事項について協議を行い、議会基本条例のルール集の見直しなどについて検討を進めてきました。また、議員定数については、改選時期を迎えるごとに、本特別委員会において継続的に議論を重ねてまいりましたが、協議の結果、次期改選後の議員定数を30人とする結論に至りました。さらに、新しい取組として、ペーパーレス会議システムを導入し、議会におけるデジタル化とペーパーレス化を推進しています。議会基本条例の制定から概ね14年が経過し、一歩ずつ着実に改革を進めているところです。

議員は、地域が抱える様々な課題を把握し、問題解決のための分析など、適切な対策を取るために十分な調査研究を行うことが必要です。また、議論を活発化させるための調査を充実させることにより、知識を備え、市民福祉の増進につなげることが求められています。そして、市民に信頼され、活力にあふれた議会活動を推進していくためには、今後においても、継続的に議会改革に取り組み、執行機関の監視機能のほか政策形成など、議会の充実・強化を図るとともに、市民に開かれた議会を築き上げていくことが必要不可欠であると考えています。

当委員会の設置から概ね2年が経過し、これをもって期間内の審査を終了しますが、市民に身近で開かれた議会を目指し、これからも不断の見直しを行うために設置される特別委員会において、さらなる改革に取り組むことを期して最終報告とします。

各種関係資料等

- 議会のハラスメント防止についての参考資料 …… [42 ページ]
- 議員研修会の開催についての参考資料 …… [43 ページ]
- 議会基本条例に関するルール集についての
参考資料 …… [45 ページ]
- 服装についての参考資料 …… [72 ページ]

春日部市議会

ハラスメント防止宣言

- 1 春日部市議会は、ハラスメント行為を許しません。
- 2 春日部市議会は、ハラスメント問題の予防やその対策のため、定期的な研修等を行い、知識や適正な対応方法の向上に努めていきます。

ハラスメントは、関わる人々の人権や尊厳を傷つけ、個人の能力の発揮を妨げ、組織の秩序や業務遂行を阻害し、社会的な信頼性にも重大な影響を与える行為です。

春日部市議会は、ハラスメントの行為をしない、許さない環境づくりに取り組んでまいります。

令和7年12月1日

春日部市議会

令和6年度 議員研修会の開催について

1 研修テーマ

- ・「議会におけるハラスメントについて」

2 講師

- ・一般社団法人地方公共団体政策支援機構 上席研究員
長内紳悟氏

3 日時

- ・令和7年1月10日（金） 午前10時～12時

4 会場

- ・議場

5 対象

- ・春日部市議会議員、執行部（部長級以上）、議会事務局職員
合計：約50人

6 謝礼

- ・10万円（交通費込）

7 過去の研修テーマ（参考）

- 令和5年度：「議会としてのシティズンシップ推進
～若者の政治参加を考える～」
- 令和4年度：「自治体DXについて」
- 令和3年度：「議会のICT活用とデジタル化」
- 令和2年度：（開催せず）
- 令和元年度：「活力と魅力あるまちづくりについて」
- 平成30年度：「人口減少時代における地方創生への取り組みについて」
- 平成29年度：「市議会におけるタブレット端末導入について」
- 平成28年度：「議会改革の方向性について」
- 平成27年度：「自治体議会改革と議員の役割
～ 政務活動費問題から考える ～」
- 平成26年度：「さらなる議会改革に向けて
～ 市民に関心を持たれる議会を目指して ～」
- 平成25年度：「インターネット選挙運動について」
- 平成24年度：「地方自治法の一部改正等について」

令和7年度 議員研修会の開催について

1 研修テーマ

- ・「議会力・議員力を発揮へ、地方議会改革を实践する」

2 講師

- ・地域政策塾21代表 寺島 涉 氏

3 日時

- ・令和8年1月14日（水） 午前10時～12時

4 会場

- ・議場

5 対象

- ・春日部市議会議員、執行部（部長級以上）、議会事務局職員
合計：約50人

6 謝礼

- ・10万円（交通費込）

7 過去の研修テーマ（参考）

- 令和6年度：「議会におけるハラスメントについて」
- 令和5年度：「議会としてのシティズンシップ推進
～若者の政治参加を考える～」
- 令和4年度：「自治体DXについて」
- 令和3年度：「議会のICT活用とデジタル化」
- 令和2年度：（開催せず）
- 令和元年度：「活力と魅力あるまちづくりについて」
- 平成30年度：「人口減少時代における地方創生への取り組みについて」
- 平成29年度：「市議会におけるタブレット端末導入について」
- 平成28年度：「議会改革の方向性について」
- 平成27年度：「自治体議会改革と議員の役割
～ 政務活動費問題から考える ～」
- 平成26年度：「さらなる議会改革に向けて
～ 市民に関心を持たれる議会を目指して ～」
- 平成25年度：「インターネット選挙運動について」
- 平成24年度：「地方自治法の一部改正等について」

春日部市議会基本条例に関するルール集
(案)

【令和8年3月改訂】

目 次

1. 自由討議の運用について（第5条第1号）	3
2. 専門的知見の活用について（第6条第1項）	4
3. 研修・視察結果の公表について（第6条第3項）	6
4. 「諮問機関」の設置について（第6条第4項）	8
5. 政策討論会の運用について（第7条）	10
6. 出張委員会について（第8条第3項）	12
7. 会議等の公開について（第10条）	13
8. 議会報告会について（第11条）	14
9. 「広報広聴委員会」の設置について（第12条）	18
10. 一問一答方式の運用指針について（第13条第2号）	19
11. 反問権の運用について（第13条第3号）	21
12. 議決事件の追加について（第14条）	22
13. 「議会改革検討特別委員会」の設置について（第15条第2項）	23

1. 自由討議の運用について

第5条第1号

○自由討議とは

1つの案件に対して、議員と執行部側との質疑答弁だけでなく、議員間での意見交換を行うことにより、議論の多角化や深度化がなされ、論点が明確になることを図るもの。

○自由討議ができる機会

市議会の各委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）における審査中

※討論と採決の間に自由討議を差し挟むことはできない。

※委員会会議として行い、記録を残す。（委員協議会形式ではない）

○自由討議を行うことができる者

委員長職務を行う者を除く、委員会所属の各委員

○自由討議の対象事項

- ・委員会に付託された議案、請願、陳情に関する事
- ・委員会に付託された閉会中の特定事件に関する事
- ・委員が提出した、動議、議案、修正動議に関する事

○議事進行上のルール

- ・自由討議を始めるにあたって、委員は委員長に対し自由討議を求める動議を行う。
- ・委員長は自由討議を行うかどうかの動議を委員会に諮り、出席議員の3分の2以上の多数で可決した場合に自由討議を行わせる。
- ・自由討議中の各委員の発言は、委員長の指名により行うことができる。
- ・執行部の当該事項担当者は、参考意見を述べることができる。
- ・委員長は、委員間の意見が出尽くした状況を見て、自由討議を終結させる。

2. 専門的知見の活用について

第6条第1項

○専門的知見の活用とは（地方自治法第100条の2）

議会が議案の審査や調査のために必要な専門的事項の調査を、学識経験者等に行わせることができる。

○現状

議会の審議において専門的知見の活用が必要であると判断したときには、公聴会の開催や参考人制度を活用することができる。しかし、現状では委員会の審議において参考人の意見を聴取する程度であり、一時的な意見聴取ができていないにすぎない場合が多い。

○専門的知見を活用できる場合

- ・学識経験者や大学等の研究機関、また民間のシンクタンクやその分野のNPOなどを積極的に活用することにより、議会自らがイニシアチブをとり、議会としての政策判断に役立てられると判断した場合。
- ・常任委員会における調査・研究の一環として行われる行政視察について、社会的な状況により実施困難な場合、所管事務に関する専門的知見を活用して、市が現在行っている政策や今後の課題に対する知見を広げ、議案審議や政策提案のために役立てられると判断した場合。

○実施主体

本会議（議会全体）、各常任委員会、特別委員会

○実施時期

基本条例施行後から、「活用することができる」規定とする。

○予算措置

調査機関に対しては委託料、学識経験者等に対しては謝礼などの支払いが発生するケースがある。（予算上はその都度、必要経費を補正計上する。）

○その他

本会議（議会全体）で専門的知見を活用する場合には、議会で議決を要する。常任委員会や特別委員会で参考人として専門的知見を活用する場合には、原則、議会の議決は必要ない。

3. 研修・視察結果の公表について

第6条第3項

○公表の目的

議員の視野を広め見識を深めることを目的として行われる研修・視察については、その内容を共有することにより、議会として有益な成果が得られるため、視察結果の公表を実施するものとする。併せて、公金の使途の透明性の確保が図られる。

議会基本条例の規定に基づき、議会が政策立案に資するための必要な研修及び視察を行った際には、その結果を市民に公表しなければならないとされている。

○現状

- ・委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）が行った行政視察については、「閉会中の特定事件に対する各委員長報告」として視察結果報告を、視察後、直近の定例会に全議員に配布している。（議場内配布物であるが、一般公開はしていない。公開については、委員長報告の決裁を情報公開請求により開示できるのみ。）
- ・委員会が行った行政視察については、行政視察結果報告書（本会議での視察結果報告とは別）を議会ホームページで公表している。
- ・会派または無所属議員として政務活動費により行う視察については、行政視察結果報告書を議会ホームページで公表している。なお、議員個人が行う視察については、現在は結果報告の義務がない。（公開すべき報告自体がなされていない。）

○研修・視察結果の公表をする場合

- ・委員会視察の場合→これまでどおり、視察後、直近の定例会の時期に公表する。
- ・政務活動費による会派単位の視察の場合→議会ホームページでは視察後おおむね1カ月程度で公表する。
- ・政務活動費を使わない個人での視察の場合は、公表の対象外とする。

○公表の実施主体

広報広聴委員会において報告書を取りまとめ、公表を行う。

○公表の方法

- ・別途規定する様式により、広報広聴委員会へ行政視察結果報告書を提出する。(本会議での視察結果報告とは別)
- ・議会だよりでの公表は、委員会の視察結果を、視察後、直近の定例会で、期日、委員会名、視察案件名を掲載する。
- ・議会ホームページでの公表は、広報広聴委員会へ提出した行政視察結果報告書の内容を掲載する。

○実施時期

基本条例施行後に公表対象の視察を行った場合は、必ず報告書を作成し、公表を行う。

○報告書の作成

報告書は、1視察地ごとに1件ずつ作成する。なお、報告書の作成者は、その都度それぞれの委員会もしくは会派で協議し決定する。

4. 「諮問機関」の設置について

第6条第4項

○設置目的

専門的知見の活用に比べ、多角的な意見聴取を必要とする場合や、議会への市民参加の具体的な取り組みの一つとして、議会に諮問機関を設置できるものとする。設置に際しては、議長の諮問により本会議での設置の議決を経て、設置するものとする。

○設置期間

基本条例施行後から必要に応じて設置できる。

○委員構成

- ・ 諮問案件により、諮問機関の設置の都度、委員構成は検討する。
- ・ 必ず、市民公募委員を委員構成に含めるものとする。

○所管させる事項

(1) 市議会の内部的な諮問事項

(議員定数について、政治倫理について等の検討事項のうち、多角的見地からの意見を必要とする場合)

(2) 市への政策提言としての諮問事項

(市の施策として行うべき事項の政策提言、市が行った事業の評価監視等の提言事項のうち、多角的見地からの意見を必要とする場合)

○会議の位置づけ

- ・ 地方自治法に基づかない、本条例に基づく春日部市議会独自の組織とする。
- ・ 委員の身分を法に基づいて位置付けるならば、参考人が集まった協議会と考える。
- ・ 参加委員は地方公務員としての身分は持たず、報酬は支払われないので、謝礼として対価を支払う。(議員、職員は謝礼の対象外)

現在、議会における諮問機関は、地方自治法上に設置の根拠はない。

自治法 138 条の 4 に執行機関に附属機関を設けることができる規定があるが、議会についてはこのような規定がない。総務省の見解として、議会に附属機関を設けることは法の趣旨になじまないとの解釈がされている。しかし、法に基づかない事実上の審査会などとして諮問機関と同様の機能をもつ会議を設けている議会もある。

○予算措置

予算上はその都度、必要経費を補正計上する。

5. 政策討論会の運用について

第7条

○政策討論会とは

政策討論会とは、議会として、特に重要な政策的課題を命題として設定し、それに対して自由討議を通じて意見集約を図り、政策提言をしていくことに結び付けることを意図する会議とする。

○実施主体

全員協議会、もしくは特別委員会

○実施時期

基本条例施行後から、「行うことができる」規定

○政策討論会の命題の設定と実施手続き

◇会派からの申し出による場合

- ①政策討論として取り上げたい政策的課題がある場合、議員は会派を通じて各派代表者会議に、討論命題とその提案理由を参考資料を付して申し出る。
- ②各派代表者会議において、実施の必要性、実施主体（全員協議会か特別委員会か）と実施日時、執行部への参考質疑の有無等を検討し、全会一致により決定する。
- ③特別委員会で政策討論会を行った場合は、実施後に実施結果を議長並びに各派代表者会議に報告し、議会として執行機関に政策提言するかどうかを検討する。
- ④政策提言をすとした場合は、市長あて議長名で文書をもって提言を行う。

◇議長の申し出による場合

- ①議長が各派代表者会議において、政策討論として取り上げるべき政策的課題と提案理由を参考資料を付して申し出て、実施主体（全員協議会が基本）と実施日時、執行部への参考質疑の有無等を検討し、決定する。
- ②実施後に実施結果を各派代表者会議に報告し、議会として執行機関に政策提言するかどうかを検討する。
- ③政策提言をすとした場合は、市長あて議長名で文書をもって提言を行う。

○その他

- ・政策討論会は、命題に対する結論として、議員間での合意や一致をしなければいけないものではなく、「議員間の共通認識を醸成するため」に行うものです。「議員間の共通認識の醸成」とは、議員各々の考え方の違いも含めて、議会全体として命題に対して「こういう考え方もある」、「別の考え方もある」という同じ認識を持っておこうとする姿勢を意味するものです。
- ・政策討論会において一定の方向性が得られた意見については、執行機関に対して提言をしていきますが、議会には執行予算の編成権がなく、決議や文書要請等の方法による提言の場合は法的な拘束力が与えられるものではありません。

6. 出張委員会について

第8条第3項

○目的

議会の各委員会（常任委員会、特別委員会）は、付託案件や所管事項等の審議のために委員会を開催するにあたり、市民と情報の共有化を図るため、市役所以外（公民館等）の場所で委員会を開催することができる。

○各委員会所管事項

常任委員会の所管事項は、次のとおり（春日部市議会委員会条例第2条）である。

・ 総務委員会

市長公室、総合政策部、財務部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

・ 厚生福祉委員会

福祉部、こども未来部、健康保険部並びに市立医療センター及び看護専門学校の所管に属する事項

・ 建設委員会

建設部、都市整備部及び上下水道部の所管に属する事項

・ 教育環境委員会

環境経済部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

※特別委員会の場合は、各委員会設置時に所管事項を指定する

○実施主体及び手続き

- ・ 委員会（常任委員会・特別委員会）単位で議決をとり行う。
- ・ 日程、会場、内容等については、正副委員長を中心に各委員会において協議のうえ決定する。委員会で決定後、会議規則第83条の規定により、議長に委員会開催の日時、場所（議事堂以外）、事件等を届け出る。

○審査事件、内容の想定

- ・ 特別委員会において参考人からの意見聴取（専門的知見の活用の一環）として講演をする内容の委員会を開催する場合。（シンポジウム方式等を想定）
- ・ 社会的注目を集めている等、多数の傍聴が想定される付託議案等の審査の場合

○その他

委員会の議事や記録など、その他の運用については、会議規則等に準ずる。

7. 会議等の公開について

第10条

○公開の目的

市議会に対する市民の理解を深め、開かれた議会を推進することを目的として、本会議、委員会、及び地方自治法第100条第12項の規定により会議規則で指定した会議を公開していくもの。

○現状

・本会議については、

傍聴は、議長許可だが実態は届出制。インターネットで生中継及び録画中継している。

会議録は、印刷物を一般公開として図書館、公民館等に配架、議会ホームページで公開している。

・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会については、

傍聴は、委員会に諮っての許可制、インターネット中継なし。

会議録は、議会ホームページで公開している。

・実態として全員協議会は、

傍聴は、許可制、インターネット中継なし。

会議録は、議会ホームページで公開している。

○公開対象とする会議と公開方法

- ・公開対象の会議等は、下記に挙げる法規上規定される議会の会議で、秘密会とされない場合とする。

【本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、会議規則で定める協議調整の場】

- ・公開方法は、会議ごとに下記のとおりとする。

本会議：現状のとおり

委員会：現状のとおり

協議調整の場：委員会の公開に準じる。

○その他

- ・常任委員会のインターネット中継については、新本庁舎への移転後には、議会フロアの設備が整うため、改めて実施の可否を検討することとする。
- ・常任委員会のインターネット中継については、実施の可否を検討することとする。

8. 議会報告会について

第11条

【議会報告会】

○目的

「開かれた議会」を目指し、議会活動の状況や市政に関する情報を、主体的に、能動的に市民の皆さんに直接報告・説明をし、住民参加のまちづくりを進める。

○開催時期等

開催時期及び開催方式については、別途協議する。

○報告内容

- ・議会の活動状況（直近の定例会の議決・主な議案の審議経過の報告）に関すること。
- ・決算の審議に関すること。
- ・常任委員会ごとにそれぞれの所管議案の議決経緯を説明する。

○構成・編成及び任期

- ・班は常任委員会を単位とし、4班編成とする。
- ・班長及び副班長は、それぞれ委員長、副委員長があたる。
- ・班の構成員の任期は、常任委員会の委員の任期に準ずる。

○構成員の役割

報告会における司会進行・報告者・記録者は、それぞれの班において協議し調整する。
なお、質疑・質問に対する応答は、全員で行う。

○日程・会場等の決定

- ・常任委員会を班の単位とし、4委員会が同一の会場で開催する。
- ・日程及び会場は、各班の班長が協議し決定する。

○開催の周知について

- ・インターネットを通じた周知
- ・広報紙、ポスター、チラシ等による周知
- ・議員自ら、周知を行う。

○記録

報告会の記録は、報告者において要点記録とする。

○次第等

報告会は、概ね1時間30分から2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- ・開会あいさつ 班の班長
- ・参加議員の自己紹介
- ・議会報告 班の報告者
- ・質疑応答 司会進行、班員（全員）
- ・閉会あいさつ 班の副班長

○資料

必要がある場合は、各班において適宜準備する。

○成果・効果

- ・報告会終了後、各班長は議長に文書で報告書を提出する。
- ・報告会の内容は、議会だより及び市議会ホームページに掲載する。

○その他

市長・副市長をはじめ、執行部職員の出席は、原則要請しない。

○報告会への申し込み方法

- ・人数把握のため、参加希望者は事前に事務局に連絡を願う。
- ・事前連絡なしで直接会場に来た場合も参加は可とする。

【意見交換会】

○目的

「開かれた議会」を目指し、市民の皆さんのご意見を聞くことにより住民参加のまちづくりを進めるとともに、市民の皆さんの多様な意見を把握し情報の共有化を図ること。

○対象者

市民。（自治基本条例に基づく在住、在勤、在学者）

○開催時期等

開催時期及び開催方式については、別途協議する。

○意見交換の内容

対象者に応じて、意見交換のテーマを協議し決定する。

（例）「よりよい春日部市にするためには」など

○構成・編成

- ・実施方法等によりグループ編成等を行い、議会改革検討特別委員会で決定する。
- ・リーダー及びサブリーダーは、それぞれ議会改革検討特別委員会委員とする。

○構成員の役割

- ・意見交換会における司会進行、開会・閉会の挨拶等は、それぞれのグループにおいて協議し調整する。
- ・市民からの質問に対する応答は、全員で行う。

○日程・会場等の決定

- ・日程及び会場は、実施方法等に応じて協議し決定する。

○開催の周知について

- ・インターネットを通じた周知
- ・広報紙、ポスター、チラシ等による周知
- ・議員自ら、周知を行う。

○次第等

意見交換会は、概ね1時間30分から2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- ・開会あいさつ
- ・目的の説明及び参加議員の紹介
- ・意見交換
- ・閉会あいさつ

○資料

必要がある場合は、各グループにおいて適宜準備する。

○成果・効果

- ・意見交換会終了後、各グループごとに集まり検証し、議会改革検討特別委員会で報告する。
- ・意見交換会の様子は、市議会ホームページ、市公式SNS及び議会だよりに掲載する。

○その他

市長・副市長をはじめ、執行部職員の出席は、原則要請しない。

○報告会への申し込み方法

- ・人数把握のため、参加希望者は事前に事務局に連絡を願う。
- ・事前連絡なしで直接会場に来た場合も参加は可とする。

9.「広報広聴委員会」の設置について

第12条

○組織の名称

広報広聴委員会

○設置目的

春日部市議会基本条例第12条の規定により、市民の知る権利を保障し、市民が議会と市政に関心を持てるよう、議会としての広報広聴事業の充実を図るため設置するものとする。

○設置期間

基本条例施行後から常設

○委員構成

市議会各会派から選出された8人とする（図書室運営委員を兼ねる）

○所管事項

- (1) 市議会の広報施策について
 - ・議会だより及びホームページの編集、公表事項の検討等
- (2) 市議会の広聴施策について
 - ・市政に対する意見要望及び議会に対する意見要望についての広聴施策の検討
- (3) 広報広聴に関する調査・研究について

○会議の位置づけ

- ・広報広聴委員会は、地方自治法第100条第12項の規定に基づく、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、会議規則に規定し設置する。
- ・議事の運営や表決の方法、傍聴や公開については、委員会条例や会議規則の規定を準用する。

10. 一問一答方式の運用指針について

第13条第2号

○導入の趣旨

質問事項に対する答弁がすぐにされる等、第三者がわかりやすいという視点での議論形式を目指し、一般質問に一問一答方式を導入するもの。なお、一括質問一括答弁方式との選択制とする。

また、この運用指針については、試行錯誤を重ねながら改善を加え、よりわかりやすい議論形式を研究し、さらに議案質疑に導入するかどうかも含めて検討する。

○一般質問における質問方法

①一括質問一括答弁方式

②一問一答方式

①、②のいずれの方法をとるかを、発言通告時に申し出るものとする。なお1人の議員が同一定例会の一般質問において、両方の方式を併用することは認めない。

○質問時間

答弁や反問に要する時間を含め、上限時間を50分とする。

○質問回数

①の場合は、発言回数は3回まで、かつ残り時間が5分未満で指名された場合は再質問はできない。

②の場合は、発言回数の制限はなし。ただし、残り時間が1分未満で指名された場合は再質問はできない。

○質問場所

- ・上記①、②いずれの場合も、演壇と対面する議席側最前列の中央を質問席とする。
- ・質問議員は最初の議長指名の後、自席から演壇に移動し、質問を始める。
- ・1回目の質問の後、議員は自席に戻らず、質問席に着席する。
- ・質問議員は発言が終わるごとに、自席に戻らず、自分の一般質問が終結するまで質問席から質問を行う。

○質問順序

①の場合は、

1回目の発言機会にすべての議題について一括で質問をする。その答弁を得てから、2回目の発言機会にまた再度すべての議題に渡った中から一括で再質問をする。再質問に対する答弁を得てから、3回目の発言機会にすべての議題に渡った中から再々質問をすることができる。

3回目の指名時に残時間が5分未満の場合は再々質問をすることはできない。

②の場合は、

1回目の発言機会はすべての通告項目について一括で質問をする。

その答弁を得てから、2回目の発言機会以降は、質問要旨ごとに質問をし、答弁を得ることを繰り返す。その項目の質問、答弁を納得のいくまで行ったら、次の質問項目に移ってまた質問と答弁を繰り返す。

○質問の内容

- ・質問と答弁を何度繰り返しても、同じやり取りで平行線になってしまうようなケースでは、その内容の質問は繰り返し行ってはならない。(従わない場合、議長の議事整理権により、当該項目の質問を止めることができる。)
- ・答弁誤りや即時答弁不可能等のリスクを回避するため、計数や統計的な数量を問うような内容の質問については配慮をする。

○答弁の場所

- ・執行部側の答弁者は、これまでどおり毎回演壇で発言を行う。

○登壇の際の礼

- ・演壇に登壇し発言する場合は、議員、執行部とも議長に対し礼をする。ただし、一般質問においては、初回の質問答弁の際にのみ一礼を行うこととし、二回目以降の質問答弁の際は、議員、執行部とも一礼を行う必要はない。

11. 反問権の運用について

第13条第3号

○反問権とは

議員が行った質疑・質問に対して執行機関側が答弁するにあたり、その前提として、当該議員に対して疑義をただし、議員側の答弁を求めるもの。

○反問権を行使できる者

市長、副市長、病院事業管理者、教育長、執行機関の部長級職員、及び常任委員会における説明職員

※議員提出議案に対する質疑であって、議員同士での質疑、答弁が予定される場合は、提案(答弁)議員は反問権を行使しない。また、動議についても同様に、質疑があった場合、提出者は反問権を行使しない。

○反問権を行使できる機会

市議会本会議及び常任委員会における議案質疑、並びに市政に関する一般質問

○議事進行上のルール

- ・反問権を行使するにあたり、執行部側は事前の通告は要しない。
- ・反問を行う場合は、反問であることを明確にするため、演壇に立ったときに議長に反問の許可を求め、許可する旨の議長発言の後に反問発言をする。
- ・反問発言は簡潔明瞭に行う。
- ・質問議員側は、反問があった直後の答弁時に、反問に対して誠実に答弁しなければならない。

○反問の回数と時間

- ・執行部側の反問の回数については定めない。また、反問やその答弁に要する時間は、質疑質問の発言持ち時間に含まれるものとする。

○反問の内容

- ・質問の内容が多岐にわたっていたり、発言表現が錯綜しているため、質問の趣旨を確認する場合

- ・議員の提案する施策内容等に対して、その根拠や理由、予算確保策をただす場合

※反問は質問議員に対して疑義をただすものであるため、執行部側の私見や意見を述べることはできない。

※議員の品位をおとしめたり、議員の見識を疑うような発言はしてはならない。

12. 議決事件の追加について

第14条

○議決事件の追加とは

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項の各号に規定されている15項目のほか、同条第2項を活用して、条例で議決事件を追加することができる（法定受託事務にかかわるものを除く）。

○現状

地方自治法第96条第2項を活用しての議決事件の追加は、春日部市議会では現在指定していない。

○議決事件として追加できる事項の例

- ・自治体の定める基本構想（総合振興計画基本構想）、又はそれに基づく基本計画
- ・将来のまちづくりや土地利用計画に関連する都市計画マスタープラン、住民生活に直結する、福祉や環境等の個別の部門計画等
- ・事務事業の民間委託等、地方自治法第96条第1項第5号及びその政令に定める契約（工事又は製造の請負）以外の重要な契約
- ・地方公共団体が設立した公社等の予算・決算・事業計画に対して、議会が直接関与すること
- ・名誉市民の選定、市章、市の花等の指定、市の憲章、宣言等の制定

○議決事件を追加するためのルール

- ①議決事件を追加したい場合は、会派として追加をする理由及び根拠を明らかにした文書を作成する。なお、議案提出の人数要件の関係上、個人として議決事件の追加を提案することはできない。
- ②上記文書は議長に申し出る。
- ③議決事件追加の申し出があった場合は、必ず各派代表者会議で諮り、全会派で一致した場合のみ、新たな議決事件として追加するための条例案を作成する。
- ④上記条例案を提案する旨を議会運営委員会に諮る。

○実施時期

- ・議会基本条例の施行後から、上記ルールによる手続きとして実施することができる。

13. 「議会改革検討特別委員会」の設置について

第15条第2項

○名称

議会改革検討特別委員会

○設置目的

春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応し、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置するものとする。

○設置期間

2年間とする。ただし、引き続き審査が必要なときは、あらかじめ各派代表者会議において協議し、議長の発議をもって議会の議決により設置する。

○委員

市議会各会派から選出された9人とする。ただし、公党については、所属議員1人でも委員になれるものとし、その場合は、9人にその人数を加えた人数とする。

○調査事項

- (1) 議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について
- (2) 議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について
- (3) 議会改革に関する新たな課題について

○会議の位置づけ

議会基本条例第15条第2項の規定により、本特別委員会は、地方自治法第110条の規定に基づく特別委員会として、上記の調査事項を付託事件として設置する。したがって、議事の運営や表決の方法、傍聴や公開については、全て委員会条例や会議規則の規定による。

○設置の手法

議長発議により本会議の議決を経て設置する。

議会基本条例に関するルール集【新旧対照表】

ページ	修正後	修正前
1	1. 自由討議の運用について 修正なし	
2	2. 専門的知見の活用について 修正なし	
4	3. 視察・研修結果の公表について ○現状 ・ <u>会派または無所属議員</u> として政務活動費により行う視察については、行政視察結果報告書を議会ホームページで公表している。なお、議員個人が行う視察については、現在は結果報告の義務がない。（公開すべき報告自体がなされていない。）	○現状 ・ <u>会派</u> として政務活動費により行う視察については、行政視察結果報告書を議会ホームページで公表している。なお、議員個人が行う視察については、現在は結果報告の義務がない。（公開すべき報告自体がなされていない。）
6	4. 諮問機関の設置について	
7	○ <u>予算措置</u> <u>予算上はその都度、必要経費を補正計上する。</u>	
8	5. 政策討論会の運用について 修正なし	
10	6. 出張委員会について ○各委員会所管事項 常任委員会の所管事項は、次のとおり（春日部市議会委員会条例第2条）である。 ・建設委員会 建設部、都市整備部及び <u>上下水道部</u> の所管に属する事項	○各委員会所管事項 常任委員会の所管事項は、次のとおり（春日部市議会委員会条例第2条）である。 ・建設委員会 建設部、都市整備部及び <u>水道部</u> の所管に属する事項
11	7. 会議等の公開について ○その他 ・常任委員会のインターネット中継については、新本庁舎への移転後には、議会フロアの設備が整うため、改めて実施の可否を検討することとする。 <u>・常任委員会のインターネット中継については、実施の可否を検討することとする。</u>	○その他 ・常任委員会のインターネット中継については、新本庁舎への移転後には、議会フロアの設備が整うため、改めて実施の可否を検討することとする。

ページ	修正後	修正前
12	<p>8. 議会報告会について 【議会報告会】</p> <p>○目的 「開かれた議会」を目指し、議会活動の状況や市政に関する情報を、<u>主体的に、能動的に</u>市民の皆さんに直接報告・説明をし、住民参加のまちづくりを進める。</p> <p>○開催時期等 <u>開催時期及び開催方式については、別途協議する。</u></p> <p>○日程・会場等の決定 ・常任委員会を班の単位とし、4委員会が<u>同一</u>の会場で開催する。 ・日程及び会場は、各班の班長が協議し決定する。</p>	<p>○目的 「開かれた議会」を目指し、議会活動の状況や市政に関する情報を、<u>地域に出向いて</u>市民の皆さんに直接報告・説明をし、住民参加のまちづくりを進める。</p> <p>○開催時期等 年1回以上開催することを基本とする。</p> <p>○日程・会場等の決定 ・常任委員会を班の単位とし、4委員会が<u>連続して市役所以外の</u>会場で開催する。<u>(原則として、目的にあるとおり、特別な事情がない限りは地域に出向く)</u> ・<u>各班が担当する</u>日程及び会場は、各班の班長が協議し決定する。</p>
13	<p>○開催の周知について ・インターネットを通じた周知 ・広報紙、ポスター、チラシ等による周知 ・議員自ら、周知を行う。</p> <p>○資料 <u>必要がある場合は、各班において適宜準備する。</u></p>	<p>○開催の周知について ・インターネットを通じた周知(<u>議会ホームページ、市ホームページ、市ツイッター、市政メール等</u>) ・<u>広報紙における周知(議会だより、広報かすかべ、公民館だより等)</u> ・<u>ポスター、チラシ等による周知(各所にポスターの掲示、自治会を通じてチラシ配布、駅頭でチラシ配布等)</u> ・<u>政治的支援者を通じた周知</u></p> <p>○資料 <u>常任委員会ごとや必要がある場合などの開催には、各班において適宜準備する。</u></p>
14	<p>【意見交換会】</p> <p>○目的 <u>「開かれた議会」を目指し、市民の皆さんのご意見を聞くことにより住民参加のまちづくりを進めるとともに、市民の皆さんの多様な意見を把握し情報の共有化を図ること。</u></p> <p>○対象者 <u>市民。(自治基本条例に基づく在住、在勤、在学者)</u></p> <p>○開催時期等 <u>開催時期及び開催方式については、別途協議する。</u></p>	

ページ	修正後	修正前
14	<p>○意見交換の内容 <u>対象者に応じて、意見交換のテーマを協議し決定する。</u> <u>(例) 「よりよい春日部市にするためには」など</u></p> <p>○構成・編成 <u>・実施方法等によりグループ編成等を行い、議会改革検討特別委員会で決定する。</u> <u>・リーダー及びサブリーダーは、それぞれ議会改革検討特別委員会委員とする。</u></p> <p>○構成員の役割 <u>・意見交換会における司会進行、開会・閉会の挨拶等は、それぞれのグループにおいて協議し調整する。</u> <u>・市民からの質問に対する応答は、全員で行う。</u></p> <p>○日程・会場等の決定 <u>・日程及び会場は、実施方法等に応じて協議し決定する。</u></p>	
15	<p>○開催の周知について <u>・インターネットを通じた周知</u> <u>・広報紙、ポスター、チラシ等による周知</u> <u>・議員自ら、周知を行う。</u></p> <p>○次第等 <u>意見交換会は、概ね1時間30分から2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。</u> <u>・開会あいさつ</u> <u>・目的の説明及び参加議員の紹介</u> <u>・意見交換</u> <u>・閉会あいさつ</u></p> <p>○資料 <u>必要がある場合は、各グループにおいて適宜準備する。</u></p> <p>○成果・効果 <u>・意見交換会終了後、各グループごとに集まり検証し、議会改革検討特別委員会で報告する。</u> <u>・意見交換会の様子は、市議会ホームページ、市公式SNS及び議会だよりに掲載する。</u></p>	

ページ	修正後	修正前
15	<p>○その他 <u>市長・副市長をはじめ、執行部職員の出席は、原則要請しない。</u></p> <p>○報告会への申し込み方法 <u>・人数把握のため、参加希望者は事前に事務局に連絡を願う。</u> <u>・事前連絡なしで直接会場に来た場合も参加は可とする。</u></p>	
16	<p>9. 「広報広聴委員会の設置」について 修正なし</p>	
17	<p>10. 一問一答方式の運用指針について ○質問回数 ②の場合は、発言回数の制限はなし。ただし、残り時間が1分未満となった際には再質問はできない。</p>	<p>○質問回数 ②の場合は、発言回数の制限はなし。ただし、残り時間が1分未満で指名された場合は再質問はできない。</p>
19	<p>11. 反問権の運用について 修正なし</p>	
20	<p>12. 議決事件の追加について 修正なし</p>	
21	<p>13. 議会改革検討特別委員会の設置について 修正なし</p>	

(案)

春日部市議会における市議会議員の服装について

春日部市議会では本会議や式典等へ出席する際の服装について、多様性への配慮や個性を尊重するため、下記の点に留意しながら実施します。

記

- (1) 市民へ不快感を与えない品位ある服装で執務すること。
- (2) 議場等における服装は本人の良識に一任する。
- (3) 社会通念上必要と判断される場合は、ネクタイ・ジャケット等を着用すること。